



令和 8 年 7 月 10 日

各 位

信用組合広島商銀

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、2026 年 7 月 6 日付けで大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同日破産手続の開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- ・法人名 株式会社 全東信
- ・所在地 大阪府大阪市中央区島之内 1-14-14
- ・代表者 高山 萬保
- ・資本金 4,500 百万円
- ・事業内容 クレジットカード決済代行業

2. 当該取引先に対する債権の種類と金額

- ・貸出金額 800 百万円 ※2026 年 7 月 10 日現在
(担保・引当金等により保全されていない金額 640 百万円)

3. 今後の見通し

上記債権額のうち、担保・引当金等により保全されていない部分 640 百万円につきましては、2027 年 3 月期第 2 四半期(2026 年 9 月期)に全額引当等の処理を実施いたします。

なお、2026 年 3 月期における当組合の自己資本額 11,418 百万円の範囲内であること、および出資金及び資本準備金、一般貸倒引当金を除いた利益剰余金 4,015 百万円の範囲内であることから経営の健全性・安全性を十分に保っております。

また、今期のコア業務純益(本業での稼ぎを表す指標)については、計画通りに推移しているため、2027 年 3 月期の事業計画の修正はございません。

以 上